

1・2年生保護者 様

長野県北部高等学校長 小林 尚人

### 成年年齢引き下げに伴う本校の対応について

霜寒の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和4年4月1日、「民法の一部を改正する法律」の施行に伴い、成年年齢が18歳に引き下げられます。本年度（令和3年度）本校に在学する2年生及び1年生の生徒のみなさんは、順次、18歳の誕生日を迎えた時点で民法の成年年齢に達することになります。

民法の成年年齢には、「一人で有効な契約ができる年齢」と「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があり、大人として扱われるようになると同時に、保護者による保護や同意が必要なくなり、自分の行為に自分で責任を負うことが求められます。

本校としては、令和4年4月1日以降、下記のように対応してまいります。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 基本的な方針

- (1) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）等に基づき、成年年齢に達しているか否かに関わらず、今後も同様に支援の観点から取り組みを進めます。
- (2) 成年年齢に達した生徒はいまだ成長の過程にあり、引き続き支援が必要であることから、退学等に係る手続きを行う際には、事前に学校、生徒及び生徒が成年年齢に達するまで保護者であった父母等（以下「保護者等」という。）との間で話し合いの場を設けるなど、その保護者等に理解を得ることとします。
- (3) 家庭は生徒が人格を形成するうえで大きな影響力を有していることから、引き続き保護者等との連携の下で生徒指導を行います。
- (4) 働くことに対する保護者等の考え方や態度が生徒のキャリア発達に大きな影響を与えるものであることから、進路指導についても、引き続き保護者等との連携の下で行います。

#### 2 具体的な対応について

- (1) 本校としては、上記1の各方針に則りつつ、成年に達した生徒と達していない生徒との間に対応の差が生じないように、原則としてこれまで同様の教育活動を行っていきます。
- (2) 書類の様式等、手続き上の変更を行う場合には、その都度お知らせします。
- (3) 18歳・19歳では未成年者取消権（未成年者が親の同意を得ずに契約した場合に、原則として契約を取り消すことができる）を行使できなくなり、悪徳商法や詐欺などによる被害が懸念されることから、契約の重要性や消費者保護の仕組み等の消費者教育の取り組みを強めます。

長野県北部高等学校

担当 丸山 正史（教頭）

電話 026-253-2050（教務室）

FAX 026-253-1025

E-mail hokubu-hs@pref.nagano.lg.jp

ホームページ <http://www.nagano-c.ed.jp/hokubu/>